

Contents / 企業が従業員に自転車通勤を認めるときに注意すべき点 / 荒木俊太弁護士が加入しました！

## PICKUP LAW NEWS

## 企業が従業員に自転車通勤を認めるときに注意すべき点

健康志向の高まりや新型コロナの影響で、従業員に自転車通勤を推奨する企業が増えています。

会社にとっては通勤手当の削減につながるなどのメリットがある一方で、従業員が通勤中に交通事故を起こした場合、従業員本人だけでなく、企業にも高額の損害賠償が請求される可能性があることをご存知でしょうか。

今回は、自転車通勤を認めることによる会社のリスクについて解説します。



Author 弁護士 吉原 俊太郎  
YOSHIHARA SHUNTARO

福岡県太宰府市出身。紛争の発生を未然に防ぐ予防法務に力を入れており、経営者の皆様が安心してビジネスに取り組無事ができる環境作りを心がけています。

## ご相談事例



弊社では、公共交通機関における三密を回避するため従業員にできるだけ自転車通勤を推奨しています。

ところが先日、従業員 A がロードバイクで通勤中に歩行者 B に背後から衝突する事故を起こしてしまいました。

A はすぐに警察に連絡し B さんの救護を行いました。B さんには首の痛みが残ってしまい、後遺障害認定を受けることになりました。

A は自転車保険には入っていませんでした。

A は B さんに対してどのような法的責任を負うのでしょうか？

また、弊社が何らかの責任を負う可能性はありますか？

## 従業員が高額賠償を求められるリスク

自転車で走行中に歩行者や他の自転車に衝突して怪我を負ってしまった場合、民法の不法行為の規定に基づいて、相手に生じた逸失利益や精神的損害を賠償する責任を負います（第 709 条）。

自動車と比べて自転車の事故のリス

クは軽視されがちですが、対歩行者や自転車同士の事故では重大な怪我につながる可能性があります。

後遺障害や死亡という最悪の結果になれば、自動車が加害者になった場合と同様に、数千万単位の損害賠償を請求される可能性があります。

自転車の事故で高額の損害賠償が認められた事例として次のようなものがあります。

## 神戸地方裁判所、平成 25 年 7 月判決

【賠償額】約 9521 万円

小学生が夜間、自転車で帰宅途中、歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等で意識不明の重体となった。

## 東京地方裁判所、平成 20 年 6 月判決

【賠償額】約 9266 万円

高校生が、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた会社員と衝突。会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。

## 東京地方裁判所、平成 15 年 9 月判決

【賠償額】約 6779 万円

男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差

点に進入、横断歩道を横断中の女性と衝突。女性は脳挫傷等で死亡した。

## 東京地方裁判所、平成 19 年 4 月判決

【賠償額】約 5438 万円

男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性と衝突。女性は頭蓋内損傷等で死亡した。

福岡県では 2020 年 10 月 1 日に自転車の利用者に自転車保険（自転車損害賠償保険等）への加入が義務付けられました。

しかし、依然として自転車保険に未加入の方も多いと言われています。

従業員が保険に加入していないと、高額の損害賠償の支払いができず、財産や給与が差し押さえられることがあります。

## 企業が使用者責任を問われるリスク

通勤中の自転車事故で賠償責任を負うのは従業員だけとは限りません。

従業員が自転車保険に加入しておらず、賠償金を支払うだけの資力が無い

場合、被害者は民法に規定されている使用者責任（第715条）を根拠として従業員を雇用する会社に損害賠償請求を行ってくる可能性があります。

#### 民法第715条1項

ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りではない。

使用者責任が肯定されると、会社は加害者となった従業員と連帯して全額の賠償を行わなければなりません。

ここでポイントになるのは、使用者責任が認められるためには「事業の執行について」不法行為が行われること（業務執行性）が要件とされている点です。

たとえば、自転車で出前をしているときに事故を起こして第三者に怪我を負わせた場合であれば業務執行性が認められるでしょう。

では、業務時間中ではなく、通勤途中の事故ではどうでしょうか。

個別具体的な事情にもよりますが、従業員が純粋に通勤のために自転車を使用していたにすぎない事案で、通勤途中の事故につき会社の責任を否定した裁判例もあります。

そうはいつても、もし会社が責任を追及されれば多大なリソースを割かれますし、後述のように事情によっては会社が責任を問われることがありますので、リスク管理の観点から対策は講じておくべきです。

#### 対策

自転車通勤のリスクを低減するためにまずやるべきことは、従業員に自転車通勤を認める際には自転車保険への加入を徹底させることです。

自転車通勤は許可制とし、申請時に自転車保険の保険証書の写しを提出させるのがよいでしょう。

自転車保険が失効したまま自転車通勤が継続されることがないように、許可は更新制とし、更新のたびに保険に加入していることを確認するようにしましょう。

自転車を配達や取引先への移動など業務のために利用していることを会社が容認・助長していると、通勤につい

ても業務執行性が認められるおそれがあります。

また、会社主催の飲み会でアルコールを摂取したにもかかわらず自転車で帰宅することを容認したような場合には会社が責任を問われる可能性が高くなります。

従業員には安全運転を徹底させ、業務上の目的で自転車を使用することが絶対にならないよう指導しましょう。

#### 最後に

最近では自転車の危険運転や対人事故が社会問題化し、保険加入や交通ルールの順守に対する意識も高まってきました。

それでも、「たかが自転車で大げさではないか」と考えて保険加入や安全運転を怠る従業員はいるかもしれません。

万が一のときに会社が責任を負うことがないように社内規程づくりや従業員の教育を行うようにしましょう。

## TOPICS

## 荒木俊太弁護士が加入しました！！

初めまして。

4月からたくみ法律事務所に入所した弁護士の荒木俊太です。

出身は佐賀県の吉野ヶ里町です。出身地を言うと「あー、遺跡のところね」とよく言われます。小学校からバスケットボールを始め、今でもときどき社会人チームでプレーしています。大学に入ってからバスケットに加えてバレーボールも始めました。

運動以外にも歌うことが好きで、恥ずかしげもなくよく一人でカラオケに行っています。

大学・大学院は九州大学に進学しました。

福岡は、天神・博多といった多くの人でにぎわう中心街と、糸島・大宰府など自然豊かで文化的価値の高い周辺地域が融合しており、とても魅力的な場所だと感じています。

私自身、大学・大学院時代にはよく天神・博多で飲み歩いたり、糸島へドライブに行ってリフレッシュしていました。

経営者の皆様をご支援することで自分を育ててくれた福岡、そして九州に恩返しをしたいと思い、たくみ法律事務所ですべてを決めました。どうぞよろしくお願いたします。



TAKUMI LAW OFFICE

弁護士法人たくみ法律事務所 ニュースレター

NEWS LETTER

発行



弁護士法人

たくみ法律事務所

[e-mail] info@takumi-law.jp

[HP] https://www.takumi-corporate-law.com

【福岡オフィス】

福岡市中央区渡辺通三丁目6番15号 NMF天神南ビル10階

[TEL] 092-724-4848 [FAX] 092-724-2616

【北九州オフィス】

北九州市小倉北区米町一丁目1番1号 小倉駅前ひびきビル8階

[TEL] 093-383-9033 [FAX] 093-383-9188

自社サイトを作りたいけど  
まず何から始めたらいい？

既にサイトはあるけど集客  
が思うようにできてない。

ホームページが検索しても  
検索結果の上位に出ない。

今の管理業者は対応が遅い  
チラシや名刺のデザインを  
アウトソーシングしたい。

このようなお困りごとはございませんか？

**集客** に繋がるホームページの  
制作はお任せください。



### ウェブサイト構築

「名刺代わりのサイトを作りたい」、「現行のサイトを改善したい」、「競合を意識したサイトを作りたい」といったお客様のニーズに合わせて柔軟に対応いたします。



### コンテンツ制作

ウェブサイトはコンテンツが命です。  
SEO（検索エンジン対策）を意識したライティングから社員インタビューの代行まで、幅広く対応いたします。



### マーケティング支援

貴社のサイトを自然検索で上位に表示させるための対策や即効性が期待できるリスティング広告の運用など、WEBマーケティングの様々な方法についてアドバイスいたします。



### グラフィックデザイン

各種チラシ、名刺、ロゴマークのデザイン、写真の加工や画像の作成、プラン表やアクセスマップの作成など、ビジネスで必要となるデザイン業務にワンストップで対応いたします。



累計 8283 件の問い合わせ獲得！ (2011年 -2021年実績)

月間 28490PV 以上！ (2022年3月実績)

「交通事故 弁護士 福岡」で Google 検索 1 位 (2022年4月現在)

## ご利用の流れ (サイト構築の場合)



## STEP.1 お問い合わせ

まずはメール、お電話にてお問い合わせください。  
ご要望について簡単にお伺いしたうえで、お打ち合わせの日時を調整させていただきます。



## STEP.2 お打ち合わせ

担当者がヒヤリングをさせていただきます。  
目的、ターゲット、デザインの方向性、仕様など、ご希望がありましたら何なりとお申しつけください。



## STEP.3 お見積り

ヒヤリングの内容を元に、納期や構想のご説明とお見積りをいたします。  
ご提案とお見積りの内容にご納得いただけましたら、契約書を締結させていただきます。



## STEP.4 構築作業

システムの構築作業を行います。  
デザイン、仕様、コンテンツの内容など、随時お客様にご確認をいただきながら進めてまいります。



## STEP.5 納品・公開

仮アップし、実際にウェブ上でご確認いただきます。  
修正が必要な場合は修正を行い、ご確認と修正が完了後、正式に公開いたします。



## STEP.6 メンテナンス

公開後の更新作業や保守管理もお任せください。迅速に対応いたします。  
デザインや仕様の変更を希望される場合もお気軽にご相談ください。

まずはお気軽に  
お問い合わせ下さい

# 092-724-4848

株式会社タクミ (弁護士法人たくみ法律事務所内)

[担当：萩原]